

議会運営委員会 R5. 12. 20 (水)

①開 会 14:08 休 憩 14:10
②再 開 14:59 散 会 15:00

1. 再議の件について

- 大場議長から、資料1のとおり、「知事から再議書が提出された。」と報告された。
- 落合副知事から、再議の件について概要が説明された。
- 再議の取扱いについては、定松一生理事が「議会運営委員会理事会において協議させていただきたい。」と発言され、議会運営委員会理事会で協議することが申し合わされた。
- ここで、暫時休憩し、議会運営委員会理事会で協議後、再開された。

政 第 1148 号

令和5年12月20日

佐賀県議会議長 大 場 芳 博 様

佐賀県知事 山 口 祥 義

再 議 書

令和5年12月20日に修正のうえ可決された甲第50号議案 令和5年度佐賀県一般会計補正予算（第6号）について、次の理由のとおり異議があるので、地方自治法第176条第1項の規定に基づき、再議に付します。

理 由

県立大学構想は、佐賀県の子供たちの大学進学時における新たな選択肢の確保、県内経済・産業の中核的人材の確保など、佐賀県が長年にわたり抱えてきた構造的な課題に直接アプローチできる有効な施策の一つと考えています。

これまで、県において、議会における審議、有識者・経済界との意見交換、県民座談会の開催など様々な機会を捉え、意見を伺い、検討してきましたが、より具体的な調査、検討、議論を進めるため、専門家を交えて、大学の根幹となるカリキュラムなど大学の機能を詰めていく「具体化プログラム」に進む予算を提案したところです。

議会において各議員から示された提案や意見、多くの県民から寄せられた提案、意見に真摯に対応し、議論を深めるためにも、具体化プログラムに進むことが必要と考えていますが、今回、当該予算が減額されたことで、具体化プログラムに進むことができず、議論を深めていくことが困難となります。

具体化プログラムに進むことで、議論を深めることができ、その中で、推進の立場からの提案も、慎重な立場からの懸念に対しても、しっかり議論していくことが可能となります。

このため、具体化プログラムに関する予算の減額を内容とし、修正可決された甲第50号議案 令和5年度佐賀県一般会計補正予算（第6号）について、再議に付します。

議会運営委員会 R5. 12. 20 (水)

②再開 14:59 散会 15:00

1. 再議の取扱いについて

- 再議の取扱いについては、理事会における申し合わせのとおり、議事日程は資料2のとおり会期を1日延長する、本日の本会議再開後、再議書についての知事説明を行う、質疑は質疑を希望する議員、発言通告書の提出期限は知事説明終了の1時間後、質疑者が複数の場合の質疑順序は通告順、委員会付託は省略することが申し合わされた。

2. 次回議会運営委員会の開催日時について

- 明日12月21日の午前10時と申し合わされた。

3. その他

- 本日の本会議の再開時刻は、午後3時25分と申し合わされた。

4. 執行部発言の有(無)

令和5年11月定例会 会期及び日程（変更案）

日次	月 日	曜日	議 事 日 程	
			変更後	変更前
21	12月20日	水	会期延長、日程変更、 知事説明	閉会
22	12月21日	木	再議に対する質疑、 委員会付託、討論、 採決、閉会	